

令和 7 年 9 月 24 日

大阪広域水道企業団

村野浄水場照明設備改良工事における概略発注方式の試行について

1 目的

概略発注方式は、入札公告時に主たる工種以外の工種（以下「概略工種」という。）について、概略工種の率を提示することにより、詳細な積算要素の算出を省略し、受発注者双方の入札関連事務等の負担軽減を図ることを目的とする。

今回、概略発注方式の適用拡大を目的に標記の工事において試行を行う。

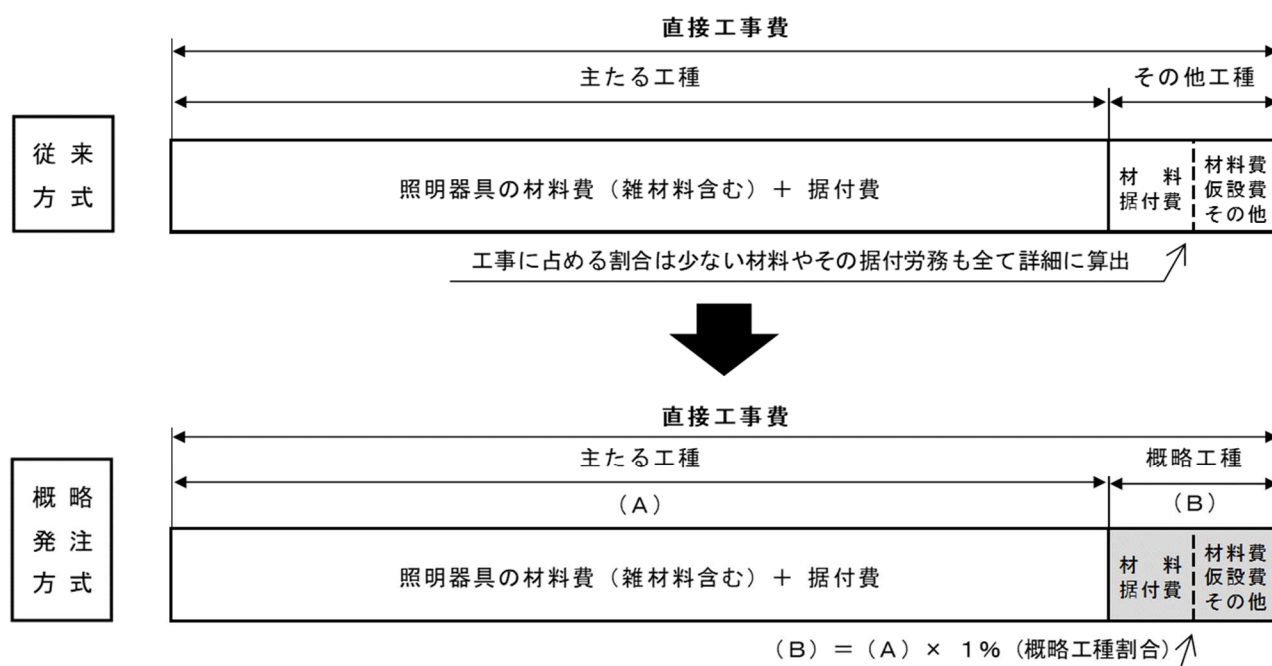
2 対象工事

令和 7 年度に発注予定の村野浄水場照明設備改良工事において、概略発注方式を試行する。

3 概略対象工種

本工事における概略工種は、主たる工種（照明器具の材料費及び労務費）以外の材料の据付費及び材料費、仮設費などの工種とし、金抜設計書では主たる工種と概略工種を区分して記載するものとする。

なお、概略工種は、主たる工種に概略工種割合 1 % を乗じた額とする。



【 概略発注方式のイメージ 】

4 発注方法

設計図書（特記仕様書・図面・金抜設計書）の内容や契約上の位置付けは、通常工事と同様とする。

5 入札、契約上の取扱い

1) 入札時の取扱い

入札期間中の設計図書等に対する質疑において、概略工種の積算内容については質問できる事項の対象外とする。

ただし、概略工種に関する工事仕様や施工条件に関する発注者の考え方を質問することは可能であるが、回答は積算内容を示すものではない点に入札参加者は留意するものとする。

2) 設計変更・施工管理・検査・支払等における契約上の取扱い

概略工種については、受注者の現場調査に基づき数量を確定し、当企業団が適用する歩掛、材料単価及び労務単価を用いて積算し、変更協議により設計変更を行うものとする。

そのため、概略工種の設計額が、概略工種割合（主たる工種の1%）を超える場合は、設計変更により増額となり、概略工種割合に満たない場合は、設計変更により減額となる。

なお、施工条件等の変更に伴う設計変更や施工管理・検査・支払等は、従来どおり行う。

問合せ先

大阪広域水道企業団 広域事業部

技術管理課 技術管理グループ

電話 06-6944-8029